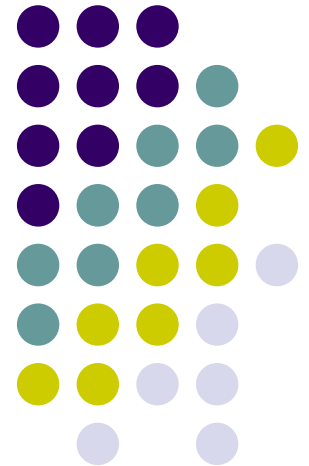


Mark D. Hauser

“Moral Minds”

Ch.5 Permissible Instincts: 前半
(pp.242-272)

情報学環・学際情報学府
磯部 太一



第5章の目的・俯瞰図 pp.242-244



- Permissible Instincts (許容本能)
- 胎児は貪欲で、フェアプレーをしない
- 親は「親と子の争いはよくあること」を知っている
 - ⇒ただ、なぜその争いが起こるかを知らない
 - Triversの説明・・・遺伝学的に、親は将来の子のために全てを分配せず、子は出来る限り両親から搾り取ろうとする



第5章の目的・俯瞰図 pp.242-244

- 本章を両親と子供の間から始める
 - ①最初の社会的関係
 - ②他者の関心に対して、自己の関心に対抗させる最古の関係
 - ③根本的なメカニズムと同様に適応機能への理解
 - 親子関係は、道徳的な問題(e.g.中絶への許容、遺伝工学)を含んでいる
- **道徳機構がどのように社会生活の中で生活や振る舞いに関与するのか？**
- **どのように進化的本能が人類に道徳的葛藤を考察する新たな見解を与えるのか？⇒Part III**

第5章の目的・俯瞰図 pp.242-244



- Fetal Attractors (胎児のアトラクター)
 - 胎児に関わる争いへの遺伝的見解
- Of Lords and Flies (蠅の王)
 - 相互依存についてのシステム
- Counting Fair Play (フェアプレーを計算する)
 - 「公平さ」の概要
- Baby Lies (赤ん坊の嘘)
 - 嘘と真実を述べることの違い

Fetal Attractors (胎児のアトラクター) pp.244-251



- David Haig・・・ハーバード大教授
 - Triversの親子間闘争の説明への予想外の展開
- 胎児は見たり、話したりできる前から、それがどのように働くのか知っている

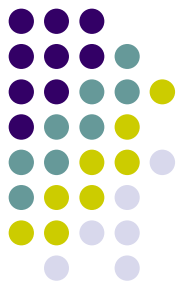
Fetal Attractors (胎児のアトラクター) pp.244-251



- Imprinted genes・・・刷り込み遺伝子
 - 遺伝子の提供者である両親の性別によってのみ発現するかどうかが関わっているというもの。哺乳類に特有のものとして考えられている。例えば、ある刷り込み遺伝子は、提供者、つまり親がオスならば必ず発現するが、逆に親がメスならその遺伝子はまったく働かないと言った具合。同じ遺伝子だが、母親由来か父親由来かで発現の仕方が異なる。
 - 「父母」や「両親と子供」の争いへの新しい視点
 - 道德能力の進化についても遺伝子から行動の葛藤へ

Fetal Attractors

(胎児のアトラクター) pp.244-251



- 妊娠中絶のケース
 - 全ての人には生きる権利がある
 - 胎児も母親も生きる権利がある
 - 母親は自分の体内外のことについて決められる
 - 胎児が生きる権利を行使すれば、中絶はできない
- 胎児が母親の健康や生命に影響を与える場合はどうであろうか？
 - 刷り込み遺伝子に原因を帰結するならば、争いの原因は胎児にある
 - ヴァイオリニストのケースと同じように、胎児を殺せる
 - 母親が生きる手段として、胎児を殺す
- 上記のような道徳的挑戦を考える場合、私たちの道徳能力は行為の文法の論理によって支えられている、もっと一般的な危害原則によって判断を下している

Of Lords and Flies (蠅の王) pp.252-255



- 道徳的に公正で、公平な社会はどのようにつくられるのだろうか？
 - 全ての原則がない世界を考えてみよう
 - ⇒全員が自己本位で、公正の原則をつくることを課せられている
 - ⇒無知のベールにあるため、誰もどんな結果が得られるかわかっていない
 - ⇒身勝手さを制限するものはない
 - ⇒全員で最良の結果に協力すべき
- 刷り込み遺伝子⇒「母の関心」と「父の関心」の競合
- 社会の中で進化した自己⇒「自己に根ざした本能」と「組織に根ざした本能」の競合

Of Lords and Flies (蠅の王) pp.252-255



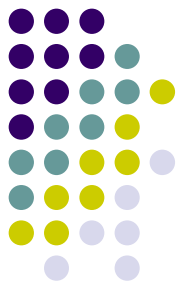
- William Golging “Lord of the Flies”
 - 道徳能力の判断は道徳行動と衝突する
- Triversの互惠性についての議論
 - あなたが私に「X」もしくは「Xのようなこと」をしてくれるなら、私はあなたに「X」します
 - ①費用便益経済
 - ②利己的な遺伝子進化生物学
 - ③公正の心理学

Of Lords and Flies (蠅の王) pp.252-255



- 引き続きTriversの議論
 - 以下の条件が満たされれば、互惠性は進化し安定する
 - 1、与えるのに小さいコスト、受け取るのに大きな利益
 - 2、最初に与える行為と対価を受け取る行為の間の遅延
 - 3、互惠性のための複数の機会

Of Lords and Flies (蠅の王) pp.252-255



- Triversの議論に対するハウザーの見解
 - 互惠性に関する心理学的メカニズム(e.g.交換の費用便益、公正に行為しないものへの罰)を紐解けば、Triversの結論は驚くべきものではない
- ハウザーが目指すゴール
 - いかにして私たちは、安定した一連の互惠性に携わる能力を獲得したのかを理解すること

Counting Fair Play

(フェアプレーを計算する) pp.255-263



- Triversの費用便益の数量化
 - 数量化のメカニズムがなければ、経済的競争はできない
- 発達段階において、3歳あたりで、大きい数を正確に捉えるシステムを獲得する
- 記数法の発達過程は、道徳分野や協力といったことと親密な関係にある
 - 幼児は大きな数が絡む等しさを計算することができない
 - 仮に「公平さ」が「等しい交換」と同義であれば、正確な計算が必要
 - 「いくらかの量の交換」が「公平さ」だとすれば、大まかな計算システムで充分
 - 公平さの概念も発達とともに変化する

Counting Fair Play

(フェアプレーを計算する) pp.255-263



- Robert Huntsmanのタスク
 - 自己と他者への資源(e.g.キャンディー)配分
 - ⇒幼児は配分について自己中心的
 - 社会化の結果として、時が立つにつれ自己中心性は減少する
- ハウザーの疑問
 - 公平さは、人類全てに普遍的であろうか？
 - 公平に振舞うというのは、公平という概念だけでなく、自己中心的な願望を抑制する能力も必要とする

Counting Fair Play

(フェアプレーを計算する) pp.255-263



- James Harbaughの交渉ゲーム
- Harbaugh & Krauseの相互協力ゲーム
- これらのゲームからのハウザーの分析
 - ①子供の公平という感覚は、4歳かそれよりも早く働いている
 - ②幼児は何らかの公平な分かち合いの感覚を持っていたとしても、年長の子供よりも自己中心的である
- これらの結果は、生物学的に授かった道德能力とそれぞれの文化が細部において課すものとの接点に興味深い疑問を投げかける
- 全ての文化は何らかの公平の概念を持っているが、異なったパラメーターをどこに設定するかという点では異なる

Counting Fair Play

(フェアプレーを計算する) pp.255-263



- 引き続きハウザーの分析 & 主張
- 子供がある文化において取引様式を獲得し、それに対応するパラメーターを設定すれば、第二の文化の様式を獲得することは第二言語修得のようなものであろうか？
- **公平の感覚は大人も子供も変わらない**
 - **変わるのは、道徳能力外のもの**
 - ⇒ 自己制御・感情・計算・記憶

Baby Lies

(赤ん坊の嘘) pp.263-272



- 下記2つのケースの違いはなんだろう？
 - ①個人的利益のために納税申告について嘘をつくこと
 - ⇒意図的な嘘 / 作為
 - ②計算ミスにより税務署から個人的利益を受け取ること
 - ⇒ミスを報告することの不履行 / 不作為

Baby Lies

(赤ん坊の嘘) pp.263-272



- 全ての文化で、嘘や騙しは一般的に禁止されている
- しかし、例外はあり、他愛無い嘘はほとんどの文化圏でも許されている
- 嘘を認識するためには、道徳能力は、行為と結果の連続性の因果関係や意図的な側面を評価しなければならない

Baby Lies

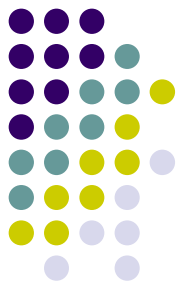
(赤ん坊の嘘) pp.263-272



- 子供はいつ、有害な意図を伴った嘘と、他者への危害を回避するための嘘との区別を行うのだろうか？
- 4歳までには、子供は表情についてコントロールする(好きでないおもちゃの例)
- Talwar & Leeの他愛無い嘘のテスト(鼻に口紅)

Baby Lies

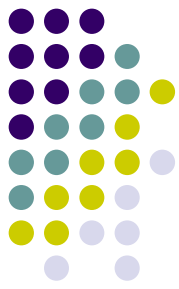
(赤ん坊の嘘) pp.263-272



- 子供に対して法廷では？
 - ①嘘と真実を述べること、その結果の違いについて理解しているか
 - ②真実を述べることを宣言する
- Talwarの3歳～7歳の子供への実験
 - 嘘を道徳的罪と認識し、嘘をつかず真実を述べるべきと言った
 - ただ、自分の個人的な罪を隠すためには嘘をついた
 - 解釈①:嘘と真実を見分ける能力はあるが、自らのことについては嘘を言うことがある⇒自分の利益のためには嘘をつく
 - 解釈②:嘘は禁じられているという規則については理解するが、カントの至上命令には従わない⇒自分については当てはまらない
 - 法廷での「段階①」は真実を述べるという保証は提供しない
- 疑問点:これは大人でも一緒では？

Baby Lies

(赤ん坊の嘘) pp.263-272



- 特許と性的虐待の例
 - 特許・・・秘密の約束を破ることで発明家のチャンスを摘んでしまう
 - 性的虐待・・・秘密の約束を破ることで性的虐待をしている人を窮地に貶める
 - 上記の点では同様だが、性的虐待の場合、子供に対して害を与えているため(道徳的罪を犯しているため)、秘密にさせる権利はない

Baby Lies

(赤ん坊の嘘) pp.263-272



● Talwarの実験

- 両親が人形を破壊するのを子供が目撃し、そのことを両親から口止めされる⇒2つの社会的状況(子供にも責任が問われる状況で、両親がいる場合といない場合)
- 目撃はしていないが、破壊したことを聞き、そのことを両親から口止めをされる⇒非社会的状況(子供には責任が問われない状況)
- 両親が一緒にいてもいなくても、結果は変わらない
- 3つの状況全てにおいて、子供は1回目(社会福祉指導員のような)よりも2回目(法廷のような)のインタビューで真実を言う傾向にあった

Baby Lies

(赤ん坊の嘘) pp.263-272



- 社会福祉指導員は虐待された子供から嘘を聞き、法廷では真実を聞くことになる
 - その理由は、法廷が真実を述べる誘発要因になっているため
- 子供の道徳能力の発達研究からいえるのは、法廷は証言台に、多くの道徳的に無能力の子供たちを立たせている
- 道徳能力と道徳行動の間の不一致が重要であることには注意すべき



議論・質問

- Talwarの発達心理学の実験は研究倫理的に問題ないのか？
- 法廷で真実を述べるケースは、子供だけでなく大人でもその傾向はみられるのでは？